

特定建設作業の届出について

1 届出を要する地域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域 <u>(工業専用地域を除く)</u>
2 届出の必要な作業	別表のとおり ただし、1日で工事が完了するものは除きます。
3 届出を行う者	当該建設工事の <u>元請業者</u> ※ 法人の場合には、原則として、本社の住所・代表者の氏名を記載してください。 ※ 特定建設作業の発注者との契約において、法人の代表者ではなく支店長等と契約を行っている場合、届出の際の代表者は支店長名等でも差し支えありません。その際には、契約書の写し等、支店長等と契約を行っていることが確認できる書類を添付してください。
4 届出期限	当該特定建設作業開始日の <u>7日前</u> まで。(期日厳守) ただし、 <u>届出日及び作業開始日は算入しません。</u>
5 届出書類	窓口にて届出する場合は、次の書類を各々 <u>2部(正本1部、写し1部)</u> 提出してください。 ①様式第9による届出書(別紙1参照) ②付近の見取図(別紙2参照) ③工事工程表(別紙3参照) ※ 可能な限り、使用する機械のパンフレット等、型式や定格能力が分かる資料を添付してください。 ※ 一つの工事で届出が必要な <u>作業が二つ以上ある場合</u> (例えば、くい打機を使用する作業とさく岩機を使用する作業)は、 <u>それぞれについて届出</u> をしてください。 ※ 夜間や日曜日、祝日に作業せざるを得ない場合は、道路使用許可書等の写しを添付してください。
6 実施の期間	特定建設作業の <u>開始から終了の日まで</u> を記入してください。
7 罰則	届出をしなかった場合や、改善命令に従わない場合は、罰せられます。
8 提出先及び問合せ先	○ <u>北区、上京区、左京区、中京区、右京区</u> で特定建設作業を行う場合 <u>京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター</u> 〔 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 〕 TEL : 075-701-9800 FAX : 075-701-9810  ○ <u>東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区</u> で特定建設作業を行う場合 <u>京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター</u> 〔 京都市南区西九条森本町62-1 〕 TEL : 075-671-0511 FAX : 075-671-0322
9 特記事項	<u>低騒音型建設機械に指定されているバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーについては、届出が不要です。</u> 【参考】国土交通省ホームページ <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html</a>
10 アスベストについて	一定規模以上の解体等工事を行う場合は、 <u>大気汚染防止法に係るアスベストの事前調査結果の報告義務</u> があります。 【参考】改正された大気汚染防止法に係るアスベストの除去等作業について <a href="http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html">http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html</a>

## 届出が必要な特定建設作業一覧

別表

○：届出要　ー：届出不要

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	作業のできる時間帯 (1日当たりの作業時間)	
			1号区域 ※5	2号区域 ※5
くい打機を使用する作業				
1 もんけん（人力）	—	—		
2 アースオーガーのみ	—	—		
3 圧入式	○※4	—		
4 バイブロハンマ等 アースオーガーと併用する場合	○ —	○ ○		
くい抜機を使用する作業				
1 油圧式	○	—		
2 パイルエキストラクタ	○	○		
くい打くい抜機を使用する作業				
1 圧入式	—	—	午前7時	午前6時
2 その他	○	○		
びよう打機を使用する作業 リベッティングハンマ	○	—	午後7時 (10時間)	午後10時 (14時間)
さく岩機を使用する作業 ※1 さく岩機（手持式のもの）	○	—		
ブレーカーを使用する作業 ※1 ブレーカー（アイオン等）	○	○		
空気圧縮機（定格出力15kw以上）を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○	—		
コンクリートプラント（混練容量0.45m <sup>3</sup> /回以上）を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	○	—		
アスファルトプラント（混練重量200kg/回以上）を設けて行う作業	○	—		
バックホウ（80kw以上）を使用する作業 (低騒音型建設機械※2を除く)	○	—		
トラクターショベル（70kw以上）を使用する作業 (低騒音型建設機械※2を除く。)	○	—		
ブルドーザー（40kw以上）を使用する作業 (低騒音型建設機械※2を除く。)	○	—		
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	○		
舗装版破碎機を使用する作業 ※1、※3	—	○		
規制基準（敷地境界線上）	85dB	75dB		

※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日において当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ります。

※2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものです（平成9年9月22日環境庁告示第54号）

低騒音型建設機械一覧表（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)

※3 舗装版破碎機とは、ハンマを落下させて舗装版を破碎するものをいいます。

※4 機種によっては届出対象外となるものがあります。詳しくは届出先にお問い合わせください。

※5 1号区域とは、工業地域・工業専用地域以外の用途地域、2号区域とは工業地域(ただし、学校、保育所、病院、図書館、養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周辺概ね80mの区域内は1号区域)をいいます。

## 記入例

別紙 1

樣式第9

## 特定建設作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京都市長

届出者 所在地

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇

名 称 株式会社〇〇

代表取締役 ○○○○

法人の場合は、原則として本社の住所・代表者の氏名を記載してください。

特定建設作業を実施するので、

騒音規制法第14条第1項(第二項)

電話（〇〇）〇〇〇—〇〇〇〇  
の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇新築工事		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート ○階建で 延べ面積〇〇m <sup>2</sup>		
特定建設作業の種類	さく岩機(手持ち式のもの)を使用する作業		
特定建設作業に使用される 騒音 振動	ハンドブレーカー:〇〇社製 型式〇〇 〇台 コンプレッサー :××社製 型式×× ×台		
別表に記載の作業の種類を記入してください。			
特定建設作業の場所	京都市 〇〇 区〇〇〇〇町〇〇番地		
特定建設作業の実施の期間	自 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 ○日間		
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始	作業終了
		自 8 時	至 17 時
		日曜・休日を除く	8 時間
防止の方法 (該当番号に○印)	騒音 振動	1. 防音シート等の設置 2. 低騒音・低振動機械の採用 3. 作業位置の配慮 4. 丁寧な作業の徹底 5. 作業時間の配慮 6. その他 ( )	
	その他事項	1. 工程・作業内容等を周辺住民に事前説明 2. 散水 3. その他 ( )	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町××番地 電話番号 ×××-×××-××××		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 〇〇 〇〇 電話番号 ×××-×××-××× 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社△△△△△ 代表取締役 △△△△△ △△市△△区△△△町××-×× 電話番号 ×××-×××-××××		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 △△ △△ 電話番号 ×××-×××-××× 携帯電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
※ 受理年月日			
※ 審査結果	元請業者が作業を実施する場合は空欄としてください。		

- 備考

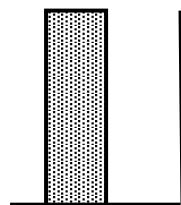
  - この届出書は、(騒音・振動)規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の種類の欄には、(騒音・振動)規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととする日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 本届出に該当しない法律を\_\_\_\_\_で消去すること。

1

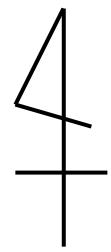
一定規模以上の解体等工事においては、

アスベストに係る事前調査結果の報告義務があります。

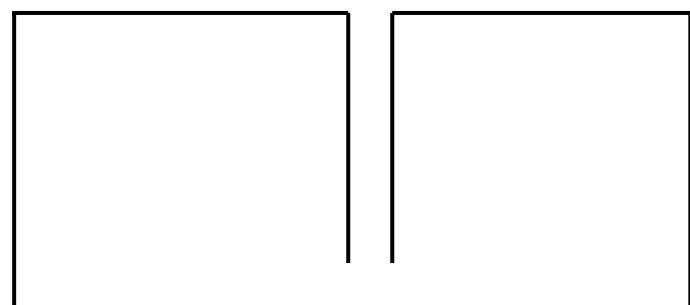
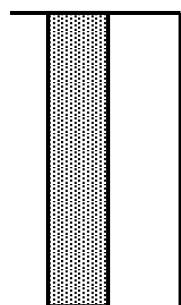
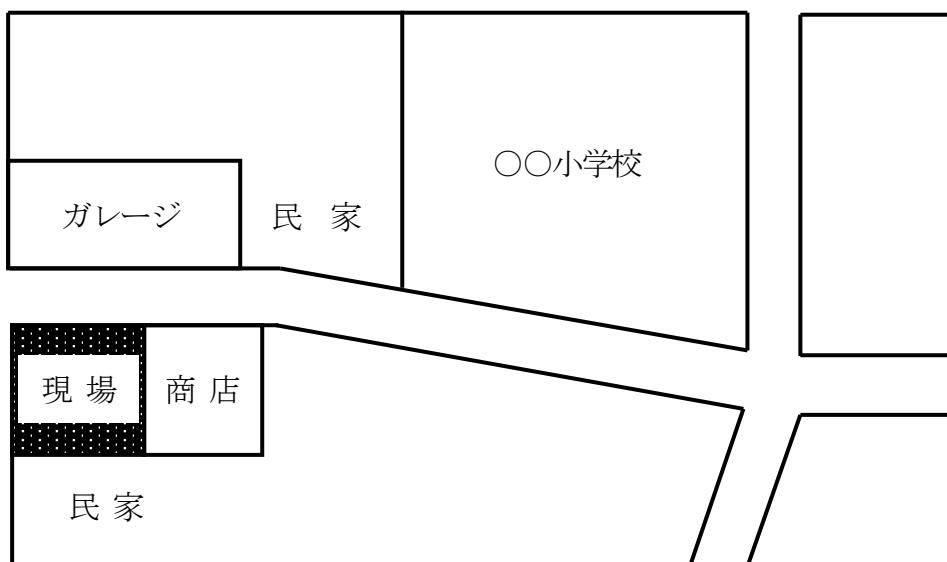
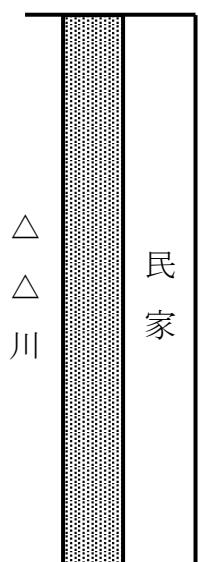
付近見取図



○  
○  
通



△△街道

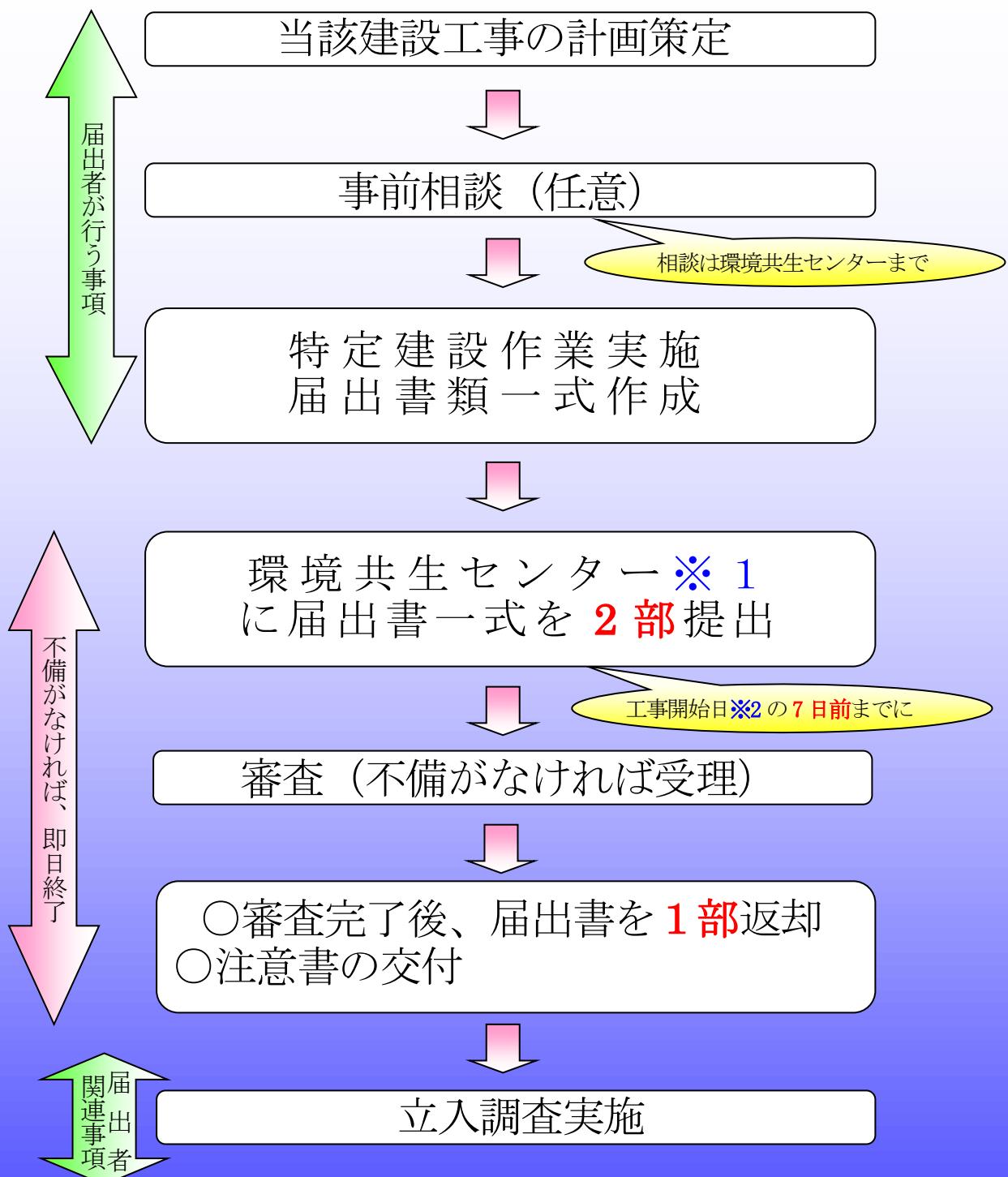


0 50m

※ 工事を行う敷地の周辺民家との距離的関係が分かるようなものとすること。

## 工事工程表 (○○○○○○○新築工事)

## 特定建設作業に係る届出フロー図



※1 提出先等は以下のとおり

当該作業場所	相談窓口・提出先
北区・上京区・左京区・中京区・右京区	北部環境共生センター
東山区・山科区・下京区・南区・西京区・伏見区	南部環境共生センター

※2 届出日と作業開始日との間が、中7日以上確保されていることが必要です。